

令和8年3月の法人税務についてのお知らせ

	国 税 の 種 類	納 付 ・ 提 出 期 限		提 出 先
1	源 泉 所 得 税 (令和 8 年 2 月分)	納付期限	令和 8 年 3 月 10 日(火)	税 務 署
2	法人税・消費税等 (令和 8 年 1 月 31 日決算法人)	確定申告書 の提出期限	令和 8 年 3 月 31 日(火)	税 務 署
3	法人住民税・法人事業税 (令和 8 年 1 月 31 日決算法人)	確定申告書 の提出期限	令和 8 年 3 月 31 日(火)	市長村長・ 都道府県知事
4	法人税・消費税等 (令和 8 年 7 月 31 日決算法人)	中間申告書 の提出期限	(直前課税期間の年税額が 48 万円超 400 万円以下) 令和 8 年 3 月 31 日(火)	税 務 署
※注 1 年決算法人で算出された中間納付税額が以下のときは、申告不要です。 法人税の中間申告納付額 10 万円以下・消費税の中間申告納付額 24 万円以下				
5	法人住民税・法人事業税 (令和 8 年 7 月 31 日決算法人)	中間申告書 の提出期限	令和 8 年 3 月 31 日(火)	都道府県知事 ・市町村長

税 理 士 さ ん の 豆 知 識

改正下請法(取適法)が令和 8 年 1 月 1 日から施行

改正下請法が令和 7 年 5 月 23 日に公布され、令和 8 年 1 月 1 日から施行された。今後は、取適法の対象となる取引においては、手形での交付する支払いは一律に禁止されている。電子記録債権やファクタリング（企業の売掛債権を買取り、自己の危険負担で債権の管理・回収を行う金融業務）を使用する場合にも、支払期日（最長で、発注した物品等を受領した日から 60 日以内）までに代金満額相当の現金を受け取ることが困難なものは違反となる。

改正下請法の適用事業者の範囲については、資本基準に加え従業員数基準が新設されており、更に適用される事業者と取引の範囲が広がり、下請事業者の保護が強化されている。

適用事業者の範囲（令和 8 年 1 月 1 日～）

1 資本金基準

1. 製造委託等（製造・修理・プログラム作成・運送・倉庫・情報処理）：親事業者の資本金 1000 万円超と下請事業者の資本金が 1000 万円以下の取引
2. 情報成果物作成・役務の提供委託：親事業者の資本金 1000 万円超と下請事業者が 100 万円以下の取引

2 従業員数基準

1. 製造委託事業者：親事業者の常時使用する従業員数が 301 人超と下請事業者の従業員数が 300 人以下の取引
2. 情報成果物作成・役務の提供委託：親事業者の常時使用する従業員数が 101 人超と下請事業者の従業員数が 100 人以下の取引

「ポイント」 資本金基準又は従業員数基準のいずれかを満たせば改正下請法の適用対象となります。以上の他に、新たな対象取引として「特定運送委託」取引が改正下請法の適用対象となりました。特定運送委託とは、自社で販売、製造、修理、作成した物品を運送するための取引をいいます。